第1編　総則編

第1節　計画の目的及び構成

１．計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定に基づき、江津市防災会議が作成する計画であり、本市に係る自然災害等に関し、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であるが、市民一人ひとりの自覚及び努力を促すことにより、できるだけその被害を軽減していくことを目指して、予防、応急及び復旧等の対策を総合的、計画的かつ有効的に実施するに当たり、防災関係機関が行うべき事務または業務の大綱を定めて、市民の生命、身体及び財産を災害から守り、本市防災の万全を期することを目的とする。

２．計画作成機関

江津市防災会議

３．計画の構成及び内容

この計画は、江津市において想定される自然災害等に対して江津市が処理すべき業務に関し、地域内の関係機関の協力体制を含めて定めるものであり、総則、災害予防計画、災害応急対策計画、災害復旧・復興計画及び各種事故災害・火災対策計画から構成される。

（１）総則

本計画の目的、防災関係機関の責務の大綱等、江津市が行う災害の対策に関する計画の方針について定める。

（２）災害予防計画

災害の発生を未然に防止し、また、災害が発生した場合にその被害を最小限に食い止めるための基本的な措置等について定める。

（３）災害応急対策計画

災害が発生するおそれがある場合に、これを防御し、または応急的対応を行うなど、災害の拡大を防止するため、応急的に実施する対策の基本的な措置等について定める。

（４）災害復旧・復興計画

災害の復旧に当たっての各種援護措置及び公共施設復旧に当たっての基本方針について定める。

（５）事故災害対策計画

本市域内及びその周辺で発生する船舶及び航空機等による事故災害や林野火災を未然に防止し、また、災害が発生した場合にその被害を最小限に食い止めるための基本的な措置等について定める。

４．計画の修正

この計画は、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正する。

また、国や県からの助言等を通じて、防災基本計画、防災業務計画及び地域防災計画が体系的かつ有機的に整合性をもって作成され、効果的・効率的な防災対策が実施されるよう努める。

５．細部計画の策定

この計画を具体的に実施するに当たって必要な細部計画については、災害対策本部及び各班並びに防災関係機関において定める。

６．国・県の防災計画との関係

この計画は、国が定める防災基本計画、指定行政機関及び指定公共機関が定める防災業務計画並びに「島根県地域防災計画」との整合性・関連性を有する。

また、他の法令に基づく計画等における防災に関する部分との整合性の確保に努める。

７．国土強靭化の基本目標を踏まえた防災計画の作成等

国土強靭化は、大規模災害等に備えた国土の全域にわたる強靭な国づくりのため、防災の範囲を超えて、国土政策・産業政策も含めた総合的な対応を内容とするものであり、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法第 11 条において、国土強靭化基本計画以外の国の計画は、国土強靭化に関しては、国土強靭化基本計画を基本とするとされている。

また、県は、同法 13 条に基づき、県の国土強靭化に関する施策の推進に関する基本的な計画として島根県国土強靭化計画を策定している。

国、指定公共機関、県及び市は、国土強靭化に関する部分について、次の基本目標を踏まえ、防災計画の作成及びこれに基づく防災対策の推進を図る。

＜国土強靭化に関する基本目標＞

（１）人命の保護が最大限図られること

（２）国家（市）及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること

（３）国民（市民）の財産及び公共施設に係る被害の最小化

（４）迅速な復旧・復興

８．計画の習熟

災害対策本部各班並びに防災関係機関は、この計画の遂行に当たってそれぞれの責務が十分果たせるよう平素から研修・訓練の実施により、職員等への周知徹底及び検証を行う。また、計画、マニュアルの定期的な点検を行い、点検や訓練から得られた防災関係機関の調整に必要な事項や教訓等を反映させる。

また、市民への周知を図るため、女性、障がい者、高齢者など多様な視点に配慮した広報・啓発活動に努める。

第2節　防災の基本理念及び施策の概要

江津市は、自然条件からみて台風、洪水、高潮、地震・津波等の災害発生原因を内包しており、これらの災害防止と住民の安全を守ることは市の基本的な責務であり、防災関係機関の協力を得て、あらゆる手段、方法を用いて万全を期さなければならない。

早急かつ安全な対策の樹立については、本市の地域特性の現況に即した、総合的・長期的視野に立った防災対策の計画的な推進を図る必要がある。

１．防災の基本理念

大規模災害時においては、災害による「人命危険」及び「生活上の制約（障害）」が発生することが予想される。そのため、本計画では、これらの人命危険及び生活上の制約（障害）を防止するための対策を推進するとともに、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重要視する。また、経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせて災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめなければならない。

災害対策の実施に当たっては、市、国、県、指定公共機関、指定地方公共機関は、それぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施していくとともに、相互に緊密な連携を図る。併せて、市、国、県を中心に、市民一人ひとりが自ら行う防災活動や、地域の防災力向上のために自主防災組織や地域の事業者等が連携して行う防災活動を促進することで、市、国、公共機関、県、事業者、市民等が一体となって最善の対策をとらなければならない。

２．予防、応急対応、復旧・復興の各段階における基本理念及び施策の概要

本計画における「予防」「応急対応」「復旧・復興」の各段階における対策の効果が最大限に発揮できるよう、県、市、防災関係機関、市民及び事業所等は、一体となって最善の対策を推進し、被害を軽減する必要がある。各段階における基本理念及びこれにのっとり実施すべき施策の概要は次のとおりである。

（１）周到でかつ十分な災害予防

ア　災害予防段階における基本理念は次のとおりである。

（ア）災害の規模によっては、ハード整備だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策を可能な限りすすめ、ハード・ソフトを組み合わせて一体的に災害対策を推進する。

（イ）最新の科学的知見を総動員し、起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定するとともに、過去に起こった大規模災害の教訓を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図る。

イ　災害予防段階における施策の概要は次のとおりである。

（ア）災害に強い市土づくりを実現するため、主要交通・通信機能の強化、幹線道路・避難路の整備等災害に強いまちの形成、学校、医療施設等の公共施設や住宅等の建築物の安全化、代替施設の整備によるライフライン施設等の機能の確保策を講じる。

（イ）事故災害を予防するため、事業者や施設管理者によるライフライン施設等の機能の確保策を講じる。

（ウ）市民の防災活動を促進するため、防災教育等による市民への防災思想・防災知識の普及、防災訓練の実施等を行う。市は、市民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、わかりやすい水害リスクの提供に努める。併せて、消防団・自主防災組織等（＊1）の育成強化、災害ボランティア（＊2）活動の環境整備、事業継続体制の構築等企業防災の促進、災害教訓の伝承により、市民の防災活動の環境を整備する。

（エ）防災に関する研究及び観測等を推進するため、防災に関する基本的なデータの収集、工学的、社会学的分野を含めた防災に関する研究の推進、予測・観測の充実・強化を図る。また、これらの成果の情報提供及び防災施策への活用を図る。

（オ）発災時の災害応急対策、その後の災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うため、災害応急活動体制、総合防災情報システム・漁業無線等による情報収集・伝達体制の整備、施設・設備・資機材等の整備・充実を図るとともに、必要とされる食料・飲料水及び生活必需品等を備蓄し、交通確保体制、輸送体制の整備により供給体制の確保を図る。また、関係機関が連携した実践的な防災訓練や計画的かつ継続的な研修を実施する。

（カ）ボランティア、義援物資・義援金、海外等からの支援を効果的に受け入れる体制を整備する。

（２）迅速かつ円滑な災害応急対策

ア　災害応急段階における基本理念は次のとおりである。

（ア）発災直後は、可能な限り被害規模を早期に把握するとともに、正確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。

（イ）被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障がい者その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者[*3]」という。）に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障がいの有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。

イ　災害応急段階における施策の概要は次のとおりである。なお、災害応急段階において、関係機関は、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮する。

（ア）災害発生の兆候が把握された際には、警報等の伝達、的確な避難勧告・指示等の発令、避難誘導及び所管施設の緊急点検等の災害未然防止活動を行う。この際、特に要配慮者への支援に留意する。

（イ）災害発生直後は、被害規模を早期に把握するとともに、災害情報の迅速な収集及び伝達、通信手段の確保、災害応急対策を総合的、効果的に行うための防災ヘリの活用、自衛隊への災害派遣、海上保安庁への応援協力の要請など関係機関等の活動体制及び大規模災害時において被災県への支援を行う県をあらかじめ定めたカウンターパート制による相互応援体制等、広域応援体制を確立する。

（ウ）災害発生時に被害の拡大を防止するため、水防・土砂災害警戒等の災害防止活動を行う。

（エ）被災者に対する救助・救急活動、負傷者に対する迅速かつ適切な医療活動、消火活動を行う。

（オ）円滑な救助・救急、医療及び消火活動等を支え、また被災者に緊急物資を供給するため、交通規制、施設の応急復旧、障害物除去等により交通を確保し、優先度を考慮した緊急輸送を行う。

（カ）被災状況に応じ、指定避難所の開設、応急仮設住宅等の提供、広域的避難収容活動を行う。

（キ）被災者等へ的確かつ分かりやすい情報を速やかに公表・伝達するとともに、相談窓口の設置等により、市民等からの問い合わせに対応する。

（ク）被災者の生活維持に必要な食料・飲料水及び生活必需品等を調達し、被災地のニーズに応じて供

給する。

（ケ）指定避難所等で生活する被災者の健康状態の把握等のために必要な活動を行うとともに、仮設トイレの設置、災害に伴い大量に発生するごみ・し尿の処理等被災地域の保健衛生活動、防疫活動を行う。また、迅速な遺体の処理等を行う。

（コ）防犯活動等による社会秩序の維持のための施策の実施を行うとともに、物価の安定・物資の安定供給のための監視・指導等を行う。

（サ）応急対策を実施するための通信施設の応急復旧、二次災害を防止するための土砂災害等の危険のある箇所の応急工事、被災者の生活確保のためのライフライン等の施設・設備の応急復旧を行う。

（シ）二次災害の防止策については、危険性の見極め、必要に応じた住民の避難及び応急対策を行う。

（ス）ボランティア、義援物資・義援金、海外等からの支援を適切に受入れる。

（３）適切かつ速やかな災害復旧・復興

ア　災害復旧・復興段階における基本理念は次のとおりである。

（ア）被災の状況や被災地域の特性等を勘案し、被災地域の復旧・復興の基本方向を早急に決定し、事業を計画的に推進する。

（イ）物資、資材の調達計画等を活用して、迅速かつ円滑に被災施設の復旧を行う。

（ウ）災害により生じた廃棄物（以下「災害廃棄物」という。）の広域処理を含めた処分方法の確立と、計画的な収集、運搬及び処理により、適正処理を確保しつつ、円滑かつ迅速に廃棄物を処理する。

（エ）再度災害の防止とより快適な都市環境を目指して、防災まちづくりを実施する。

（オ）被災者に対する資金援助、雇用確保、各種猶予・減免措置等による自立的生活再建を支援する。

（カ）被災中小企業の復興等、地域の自立的発展に向けて経済復興を支援する。

（キ）大規模災害時に迅速かつ適切な復旧を実施するため、早期に激甚災害の指定を受けられるように措置する。

（注）

＊１　自主防災組織:「自らの生命と安全は自らで守る」という隣保協同の精神と連帯感に基づく地域住民の自主的な防災組織。

＊２　災害ボランティア:個人のほか専門分野に応じた各種ボランティア組織が、行政機関や被災地域住民等と連携して行う災害時の救援活動・行為。

＊３　要配慮者:高齢者、難病患者、障がい者、児童・乳幼児、妊産婦、外国人、観光客・旅行者など災害時に迅速・的確な行動が取りにくく、被害を受けやすい者。

３．地域防災計画において重点を置くべき事項

平成 23 年３月に発生した東日本大震災は、多くの課題と教訓を残した。この教訓を踏まえ、近い将来発生が懸念される南海トラフ巨大地震等の大規模災害の発生に備え、更なる防災対策の充実を図ることが必要である。この際、可能な範囲内で災害対応業務のプログラム化、標準化を進めることや、防災の各分野における訓練・研修等による人材育成を図ることも必要である。

また、一つの災害が他の災害を誘発し、それが原因となり、あるいは結果となって全体としての災害を大きくすることを意識し、より厳しい事態を想定した対策を講じなければならない。

以上の観点を踏まえつつ当面、地域防災計画において、特に重点を置くべき事項は次のとおりとする。

（１）大規模広域災害への即応力の強化に関する事項

大規模災害にも対応し得る即応体制を充実・強化するため、発災時における積極的な情報の収集・伝達・共有体制の強化や、国、県、市町村間の相互支援体制を構築すること。また、市、国、県と企業等との間で協定を締結するなど、各主体が連携した応急体制の整備に努めることとし、相互支援体制や連携体制の整備に当たっては、実効性の確保に留意すること。

（２）被災地への物資の円滑な供給に関する事項

被災地への物資の円滑な供給のため、被災地のニーズを可能な限り把握するとともに、ニーズの把握や被災地側からの要請が困難な場合には、要請を待たずに必要な物資を送り込むなど、被災地に救援物資を確実に供給する仕組みを構築すること。

（３）住民等の円滑かつ安全な避難に関する事項

住民等の円滑かつ安全な避難を確保するため、防災マップの作成、避難勧告等の判断基準等の明確化、緊急時の指定緊急避難場所の指定及び周知徹底、立退き指示等に加え必要に応じた「屋内安全確保」の指示を行うこと、避難行動要支援者名簿の作成及び活用を図ること。

（４）被災者の避難生活や生活再建に対するきめ細やかな支援に関する事項

被災者に対して避難生活から生活再建に至るまで必要な支援を適切に提供するため、被災者が一定期間滞在する指定避難所の指定、周知徹底及び生活環境の確保、被災者に対する円滑な支援に必要な罹災証明書の発行体制の整備、積極的な被災者台帳の作成及び活用を図ること。

（５）事業者や住民等との連携に関する事項

関係機関が一体となった防災対策を推進するため、市地域防災計画への地区防災計画の位置付けなどによる市と地区居住者等との連携強化、災害応急対策に係る事業者等との連携強化を図ること。

（６）大規模災害からの円滑かつ迅速な復興に関する事項

大規模災害からの円滑かつ迅速な復興のため、市及び県は、復興計画の作成等により、住民の意向を尊重しつつ、計画的な復興を図ること。

４．各災害への対応方策

（１）風水害

本市は、台風や集中豪雨による被害をたびたび受けており、毎年のように発生する災害に対して、地域の特性と危険要因を整理・分析し、災害の未然防止に努める。そのため、今後の開発計画の検討、河川改修工事や予防治山の促進などについて関係機関、関係団体との協議を行い、住民の安全と生命・財産を保護するという認識に立って総合的な施策を推進する。

また、災害時における、関係機関、関係団体との連絡体制を拡充し、防災行政用無線などの活用を促進し、市（災害対策本部）から住民に避難等について、的確な指示を送り被害を最小限にとどめるように努める。

（２）震災

島根県周辺で発生すると思われる地震は、過去の記録や島根県が想定した地震からして、当市に被害を与えるものと考えられる。一旦地震被害を受けると、その被災規模は甚大なものとなることから、日頃からの対策や関係機関との協議を踏まえ、事前対応が重要と考える。地震による被害は、地盤との関連が非常に強く、今後の地震による被害の軽減策の一環として、地盤の状況を把握することが必要である。

本市の現状においても、都市化の進展や発生時期等社会的、自然的条件の変化により、倒壊家屋の増加や火災の発生等被害の増大が予想され、阪神・淡路大震災のような大規模な震災も予想されるので、これら地震被害に対し的確な対応ができるよう態勢を整える必要がある。

また、地震による津波の発生は、長い海岸線を有する本市に甚大な被害をもたらす恐れがある。

現在では予報技術の発達、気象庁と報道機関の連携強化により迅速な対応がとられているが、今後も津波に関する警戒に努め、住民の安全確保に努める必要がある。

（３）火災

火災については、住民の生活様式の多様化に伴い、その発生要因も多種多様になってきている。また建築物についても耐火構造物が増加してはいるものの、住宅密集地は大部分が木造家屋のため、大火によって大きな損害を受けることも予想される。火災を未然に防止するため、住民の火災予防・対応力の高揚に努めるとともに、自主防災組織の確立を推進する。消防力の充実強化については、消防施設及び装備の充実に努めるとともに、団員の研修及び訓練を実施する。

（４）要配慮者への配慮・地理的条件への対応

すべての災害に対して、要配慮者である高齢者や障がい者について万全の安全対策を講ずる。

防災知識の普及、災害時の情報提供、避難誘導、救護・救援対策等防災の様々な場面において、要配慮者に応じたきめ細やかな施策を、他の福祉施策との連携の下に行う必要がある。この一環として、社会福祉施設、医療施設等について、災害の危険性の低い場所に立地するよう誘導するとともに、災害に対する安全性の向上を図る必要がある。また、平常時から避難行動要支援者*1の所在等を把握し、発災後には避難支援等関係者*2が迅速に避難誘導・安否確認等を行えるようにする必要がある。

また、国境を越えた経済社会活動が拡大し、在日・訪日外国人が増加していることから、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする訪日外国人は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、それぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達の環境整備や円滑な避難誘導体制の構築に努めるなど、災害の発生時に外国人にも十分配慮する。

本市は、中山間地が多く高齢化が進んでいる。このため、市は日常から要配慮者の把握に努めるとともに、市全域の危険個所を把握し、適切な避難が行えるよう配慮して道路整備を図る。

また、即効性のあるマニュアルの作成等、住民の意識啓発を図り防災関係機関、関係団体との連携を密にし、有事に即応できる体制づくりに努める。

（注）

＊１　避難行動要支援者：要配慮者のうち、災害時に自ら避難することが困難な者であって、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者。

＊２　避難支援等関係者：避難行動要支援者の避難支援等に関わる関係者。（５）住民及び事業者の基本

的責務

住民及び事業者（管理者）は、各々の防災活動を通じて本市防災行政に寄与するとともに、市が行う各種防災業務及び災害対応業務について、自発的に協力する。

ア　住民の基本的責務

「自らの身の安全は、自ら守る」のが防災の基本であり、住民はこの観点に立ち、日ごろから自主的に災害等に備え、防災訓練の実施や各種防災知識の習得、またこれらの普及・啓発活動を行い、市・消防機関等が行う防災活動と連携・協力しなければならない。

また、家庭内においては日頃より防災について話し合い、家具転倒防止等安全対策を図るとともに、避難場所、避難路等の確認、水、食料、その他生活必需品の備蓄を行い、防災関係機関や地域の組織が実施する訓練や研修等へ積極的に参加し防災知識の向上を図るものとする。

また、災害に際しては、警戒・避難活動等において、隣保互助等により、被害を未然に防止し、あるいは最小限にとどめるよう努め、市が実施する防災業務について、自発的に協力し、住民全体の生命、身体及び財産の安全の確保に努めなければならない。

イ　事業者の基本的責務

事業者（管理者）は、市及びその他の行政機関が実施する防災業務に協力するとともに、事業の実施に際しては、その社会的責務を自覚し、災害を防止するため最大限の努力を払わなくてはならない。

また、それぞれの防災計画に基づき、平常時及び災害発生時において効果的に防災活動を行うよう努める。また、生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生を十分に認識し、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（ＢＣＰ）策定に努めるものとする。

さらに、一定期間事業継続可能な量の物資の備蓄と合わせ、非常電源の確保を行う。

（６）災害リスクに関する取組

平成 27 年 3 月に採択された「仙台防災枠組 2015-2030」により、①災害リスクの理解、②災害リスクを管理するリスク・ガバナンスの強化、③強靭化のための災害リスク削減への投資、④復旧・復興過程における「よりよい復興」の４つの優先行動を実施し、災害リスク損失を大幅に削減することを目指すとされた。

同枠組に基づき、国、公共団体、地方公共団体、事業者、住民等の官民様々な関係者が連携して防災対策を推進するよう努める。

第3節　防災関係機関等

１．防災関係機関等の処理すべき事務または業務の大綱

江津市、江津邑智消防組合、江津市の区域を管轄する指定行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び市内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者は、それぞれの所掌事務または業務を通じて、江津市の地域に係る防災に寄与するものとし、各機関が防災に関して処理すべき事務または業務の大綱は、次のとおりとする。

機　関　名		処理すべき事務及び事務の大綱
江　津　市		(1) 江津市防災会議に関する事務 (2) 江津市の地域に係る災害予防、災害応急対策の実施 (3) 江津市の管理に属する施設の災害復旧
江津邑智消防組合 （消防署）		(1) 市の区域の防災に関し、江津市、指定地方行政機関、指定公共、指定地方公共機関の処理するものを除く消防及び救助に関する業務
島　根　県		(1) 島根県防災会議に関する事務 (2) 島根県の地域の防災に関し、指定地方行政機関、指定公共機関の処理するものを除く各機関の業務についての援助処理するものを除く各機関の業務についての援助及び総合調整 (3) 災害予防、災害応急対策の実施 (4) 県の管理に属する施設の災害復旧
指定地方行政機関	浜田海上保安部	(1) 海難救助 (2) 海洋の汚染の防止 (3) 海上における公安警備 (4) 海上災害防止に関する防災思想の普及 (5) 海上における安全確保、船舶交通の規制
	国土交通省中国地方整備局浜田河川国道事務所	(1) 直轄河川、一般国道指定区間の防災管理及び災害復旧に関すること。 (2) 国土交通大臣が指定した河川区域における水防警報の発表通知に関すること。 (3) 国土交通大臣が指定した河川における洪水予報の伝達に関すること。 (4) 災害に関する情報の収集及び伝達 (5) 緊急を要すると認められる場合の緊急対応（緊急災害対策派遣隊の派遣）の実施
	中国四国農政局松江地域センター	(1) 主要食料の売渡し等
	島根県企業局西部事務所	(1)　江の川水道の給水管理 (2)　八戸ダムに係る発電所管理
	浜田県土整備事務所	(1) 災害時の管内県機関に関わる応急対策の実施に必要な総合調整 (2) 災害時における情報収集及び伝達 (3) 市と県庁との連絡調整 (4) 管内区域の県管理の土木施設及び農林土木施設の被害調査、災害応急対策及び災害復旧 (5) ダム施設の防災管理
	浜田水産事務所	(1) 水産関係被害状況の把握及び報告に関すること (2) 漁業共同施設の災害に関すること (3) 漁港の災害対策に関すること (4) 災害時（津波災害）における漁船に関すること
	浜田保健所	(1) 災害時における管内区域の保健及び環境衛生対策
	西部農林振興センター	(1) 管内区域の農作物等の応急対策及び災害復旧
	川本家畜保健衛生所	(1) 家畜・畜産物等の応急対策及び災害復旧
	江津警察署	(1) 災害情報の収集、伝達 (2) 被害者の避難誘導 (3) 被害者の救出、救助 (4) 行方不明者の捜索、死体捜索、見分 (5) 交通秩序の維持その他地域安全対策

機　関　名		処理すべき事務及び事務の大綱
指定公共機関	江津郵便局	(1) 郵便物の適正迅速な受配 (2) つなぎ資金融通等
	西日本旅客鉄道株式会社	(1) 鉄道による緊急輸送の確保
	西日本電信電話株式会社 島根支店	(1) 電気通信施設の防災管理及び応急復旧 (2) 緊急を要する電話通話の取扱い
	ｴﾇ･ﾃｨ･ﾃｨ･ｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝｽﾞ 株式会社島根営業所	(1) 電気通信施設の防災管理及び応急復旧
	ＫＤＤＩ株式会社	(1) 電気通信施設の防災管理及び応急復旧
	株式会社ＮＴＴﾄﾞｺﾓ中国支社島根支店	(1) 電気電信施設の防災管理及び応急復旧 (2) 災害非常通信の確保 (3) 被災電気通信施設、設備の応急復旧
	ソフトバンク株式会社	(1) 電気通信施設の防災管理及び応急復旧
	日本赤十字社	(1) 医療、助産等救助保護の実施 (2) 災害救助等の協力奉仕者の連絡調整 (3) 義援金品の募集及び配分
	日本放送協会	(1) 気象等予報及び警報の放送 (2) 災害応急対策等の周知徹底 (3) その他災害に関する広報活動
	西日本高速道路株式会社	(1) 管理道路等の防災管理及び災害復旧 (2) 災害救助、水防、消防活動等災害緊急車両の通行に伴う料金徴収の免除の取り扱い
	日本通運株式会社 福山通運株式会社 佐川急便株式会社 ヤマト運輸株式会社 西濃運輸株式会社	(1) 陸路による緊急輸送の確保
	中国電力株式会社 浜田営業所 出雲電力所 邑智電力センター	(1) ダム施設等の防災管理及び災害復旧 (2) 電力供給の確保
指定地方公共機関	石見交通株式会社	(1) 陸路による緊急輸送による確保 (2) 運航船舶の安全管理及び事故対策
	株式会社山陰放送 山陰中央テレビジョン放送株式会社 日本海テレビジョン放送株式会社 株式会社ＦＭ山陰	(1) 気象等の予報及び警報等の放送 (2) 災害応急対策の周知徹底 (3) その他災害に関する広報活動
	一般社団法人 島根県医師会	(1) 災害時における医療救護活動の実施
	公益社団法人 島根県看護協会	(1) 災害時における医療救護活動の実施
	一般社団法人 島根県ＬＰガス協会	(1) ＬＰガス施設の防災管理と災害復旧 (2) ＬＰガスの供給
	石見ケーブルビジョン株式会社	(1) 有線テレビジョンによる災害時の情報提供 (2) その他災害に関する広報活動
	江津市土地改良区	(1) 各土地改良区域内の水門、水路、溜池等の施設の防災管理及び災害復旧 (2) 各土地改良区内のたん水の防除
	島根県農業協同組合	(1) 緊急物資の調達 (2) 共同利用施設の災害応急対策及び復旧 (3) 被災組合員に対する融資またはそのあっせん
	江津市森林組合 邑智郡森林組合	(1) 共同利用施設の災害応急対策及び復旧 (2) 被災組合員に対する融資またはそのあっせん (3) 民有地に対する防災林育成の指導及び山崩れ危険箇所の調査に対する協力

機　関　名		処理すべき事務及び事務の大綱
その他公共的団体及び防災上重要な施設の管理者	漁業協同組合ＪＦしまね 浜田支所江津出張所 江川漁業協同組合	(1) 共同利用施設の災害応急対策及び復旧 (2) 被災組合員に対する融資またはそのあっせん (3) 津波、気象等の予・警報の伝達及び非難誘導についての協力 (4) 流出油の防除 (5) 流出油事故により被害を受けた組合員の補償請求対策
	江津商工会議所 桜江町商工会	(1) 物価安定についての協力、徹底 (2) 救助用物資、復旧資材の確保についての協力、あっせん (3) 被災会員に対する融資のあっせん
	病院等経営者	(1) 負傷者等の医療並びに助産、救護についての協力
	一般運輸業者	(1) 陸路による緊急輸送についての協力
	江津市社会福祉協議会	(1) 救助対象者の調査についての協力 (2) 生活困窮者に対する世帯更生資金の融資のあっせん
	金融機関	(1) 被災事業者等に対する資金の融資その他緊急措置に関する協力
	学校法人	(1) 応急教育対策及び被災施設の災害復旧 (2) 被災者の一時収容等応急措置についての協力
	危険物関係施設管理者	(1) 危険物の保安措置
	ＬＰガス取扱機関	(1) ＬＰガス施設の防火管理 (2) ＬＰガスの供給

第4節　災害の想定

１．風水害

江津市においては、既往の風水害のうち、最大規模であった平成 25 年（2013 年）8 月 23 日～24 日にかけての大雨と同程度の豪雨に加え、平成 3 年(1991 年)9 月 27 日～28 日にかけての台風第 19 号による大雨・暴風と同程度の台風による被害が懸念されるため、これらの災害と同程度の災害を想定災害とし、本計画において想定される豪雨及び台風の概要は、以下に示すとおりである。

【想定される豪雨・台風の規模等】

想定災害	平成 25 年 8 月 23 日からの大雨	台風第 19 号（平成 3 年 9 月 27 日～28 日）
気象概況	○時間最大雨量 92.5mm（桜江）24 日 03 時 21 分 ○日最大雨量 413.5mm（桜江）24 日 ○総降水量の最大値 474.0mm（桜江）23 日 8 時 00 分 から 25 日 15 時 00 分まで	○最大瞬間風向・風速 56.5m/s(松江)WSW　27 日 23 時 04 分 ○最大風速・風向 28.5m/s(松江)W　　27 日 23 時 00 分 ○総降水量の最大値 43.0mm（西郷）

２．流出油事故

過去の流出油事故の事例やタンカー・船舶等の航行状況を踏まえ、海洋、沿岸または河川において、防災関係機関、漁業関係者等官公民の関係者が連携して防除措置を講じなければならない量の重油が流出したことにより、漁業資源、海岸、河川管理施設、水道・農業用水等への被害が発生し、または発生する恐れがある場合を想定する。

３．海難・水難事故

海洋において、船舶の衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難・水難事故が生じ、多数の遭難者、行方不明者、死傷者等が発生した場合を想定する。

４．航空災害

航空運送事業者の運行する航空機が、市内の山林及び周辺海域等に墜落したこと等により、多数の死傷者等が発生した場合を想定する。

５．道路災害

風水害、雪害、地震その他の災害によりトンネル等の道路構造物が被災し、そのために道路通行車両等が被害を受けた場合、濃霧・着雪等の自然現象の急変により衝突が生じた場合、又はトンネル内で多数の車両が衝突し、火災が発生するなど大規模な車両事故が発生した場合で、乗客、道路通行者や沿道住民等に多数の死傷者が発生し、沿道施設などにも被害が生じる程度の事故災害を想定する。

６．危険物等災害

危険物の漏洩・流出、火災、爆発による多数の死傷者等の発生、高圧ガスの漏洩・流出、火災、爆発による多数の死傷者等の発生、毒物・劇物の飛散、漏洩、流出等による多数の死傷者等の発生、火薬類の火災、爆発による多数の死傷者等の発生した場合を想定する。

７．大規模な火事災害

島根県地域防災計画（震災編）における地震火災（宍道断層の想定地震による）と同様の規模の火災が生じた場合を想定する。

これによると、火災の想定条件は、最も被害結果が大きくなる冬の夕方（午後 6 時）の出火で、このほか強風乾燥下のもとでの大規模火事災害についても想定する。

８．林野火災

強風、乾燥のもとで、焼失面積が 20ha を超えるきわめて大規模な林野火災となり、そのために他の都道府県、消防機関、自衛隊等から空中消化活動等の応援を要請し、付近の住民等に避難勧告を出すなどの対応が必要となる程度の災害を想定する。

９．鉄道災害

信号無視等の原因による単線上の列車同士の衝突事故や落石、土砂崩れ、雪崩、車両故障、踏切横断や道路からの転落による自動車との接触等の原因による列車の脱線・転覆事故等が発生し、乗客、沿線住民、施設等に多大な被害が生じた災害、また、山間部等の事故発生により救出・搬送が困難、あるいは死傷者が多数発生するなどのため消防機関や自衛隊への応援要請が必要となり、複数の病院が受入れ体制をとる必要が生じる程度の災害を想定する。

10．雪害

昭和 38 年 1 月豪雪と同規模の雪害で、降雪・雪雹のため車両の立ち往生が生ずるような規模の雪害、または交通機関が途絶し、山間地域が孤立する程度の雪害を想定する。

昭和 38 年 1 月豪雪では、昭和 37 年 12 月 30 日から、翌年 2 月 6 日まで 39 日間連続降雪により、記録的な豪雪を観測し、島根県下の被害は、次のとおりである。

○人的被害　　死者 33 人、負傷者 53 人

○住家被害　　全壊 204 棟、半壊 455 棟、一部損壊 1,094 棟

○非住家被害　全壊 555 棟、半壊 433 棟

○罹災世帯　　577 世帯（罹災者 2,237 人）

11. 震災

平成 30 年 3 月に島根県によって策定された、「島根県地震・津波被害想定調査報告書」の結果に基づく想定地震による災害を想定する。

（１）地震被害想定調査の概要

ア　調査対象範囲

調査の対象は、島根県全域（6,708km2（平成 28 年 10 月末現在））

イ　調査単位

解析・評価を行う単位は、250m メッシュ単位（標準地域メッシュの第３次地域区画の４分の１地域メッシュ）及び行政区（市町村）を併用し、予測項目によっては地点・路線等とした。

また、津波の想定については、沿岸域で 10m メッシュ単位とした（別途、実施の島根県津波浸水想定図（平成 29 年 3 対）の成果を活用）。

ウ　想定ケース

想定時間帯として次の３ケースを想定した。

（ア）冬・早朝５時（兵庫県南部地震と同様の時間帯：多くの人が自宅で就寝中）

（イ）秋・昼 12 時（日中の社会活動が盛んな時間帯：多くの人が会社、学校など自宅外にいる）

（ウ）冬・夕刻 18 時（出火危険性の高い時間帯：帰宅等による人口移動時間帯と重なる。）

※気象条件として、松江、浜田、西郷における気象データを基に、

冬：湿度 72%、風速 17m/s、風向：西南西

秋：湿度 76%、風速 16m/s、風向：西南西

として設定した。

※建物被害については、積雪を考慮した場合も想定した。

（２）想定地震

島根県への影響及び地域性を考慮して以下に示す１０地震とした。

想定地震一覧表

	想定地震名	ﾏｸﾞﾆﾁｭｰﾄﾞ（Mj）	地震動の想定	津波の想定	地震のタイプ	想定理由
陸域の地震	宍道断層の地震	7.1	○	－	内陸の浅い地震を想定	断層
	宍道湖南方断層の地震	7.3	○	－	内陸の浅い地震を想定	微小地震発生領域
	大田市西南方断層の地震	7.3	○	－	内陸の浅い地震を想定	断層
	浜田市沿岸断層の地震	7.3	○	－	内陸の浅い地震を想定	歴史地震
	弥栄断層帯の地震	7.6	○	－	内陸の浅い地震を想定	断層

海域の地震	青森県西方沖合（F24）断層の地震	8.4	－	○	海域の浅い地震を想定	国の調査
	鳥取県沖合（F55）断層の地震	8.1	○	○	海域の浅い地震を想定	国の調査
	島根半島沖合（F56）断層の地震	7.7	○	○	海域の浅い地震を想定	国の調査
	島根県西方沖合（F57）断層の地震	8.2	○	○	海域の浅い地震を想定	国の調査
	浜田市沖合断層の地震	7.3	○	○	海域の浅い地震を想定	歴史地震

※○：想定対象、－：想定対象外

地震動の想定を対象とした地震の断層位置

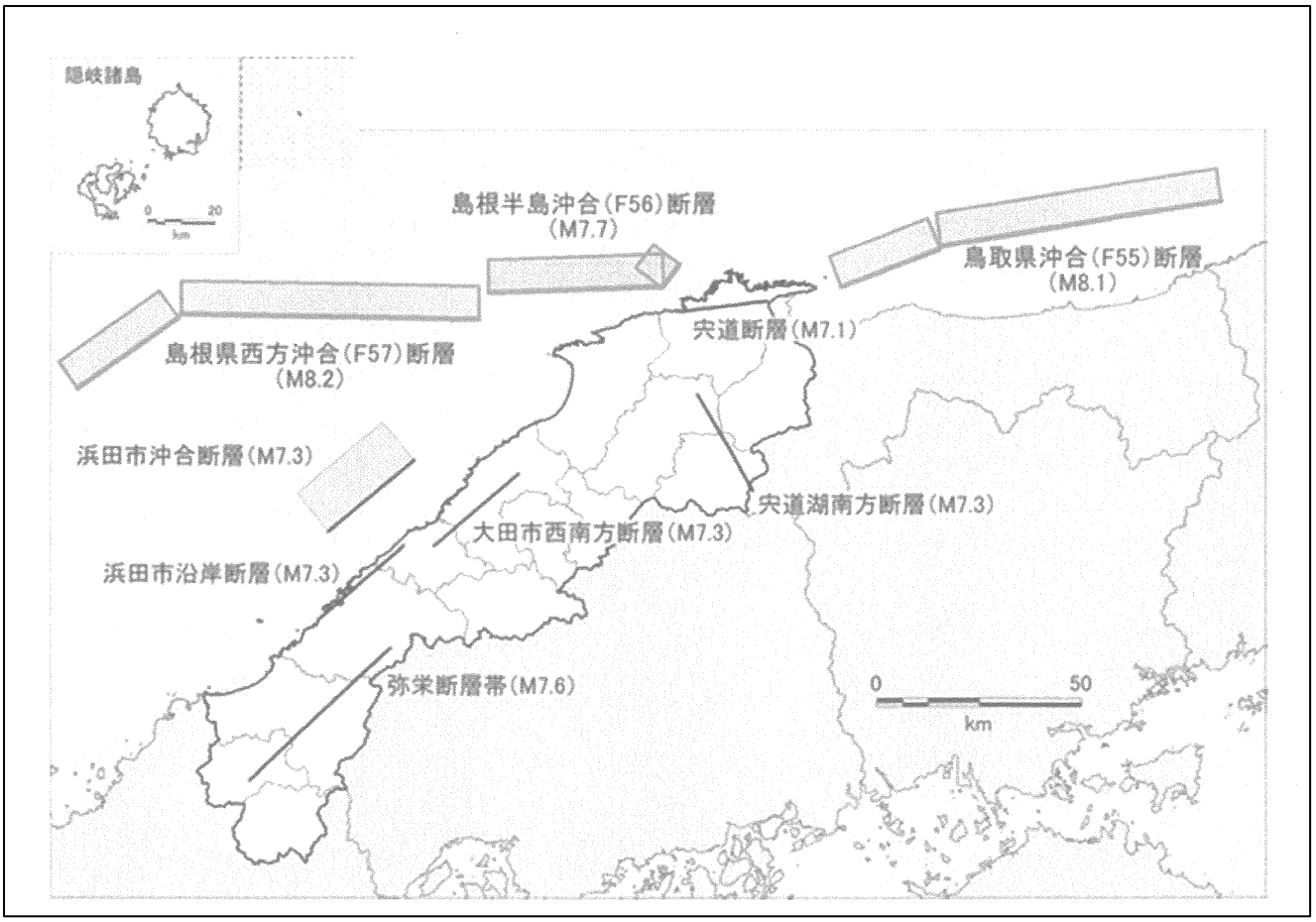

津波の想定を対象とした地震の断層位置

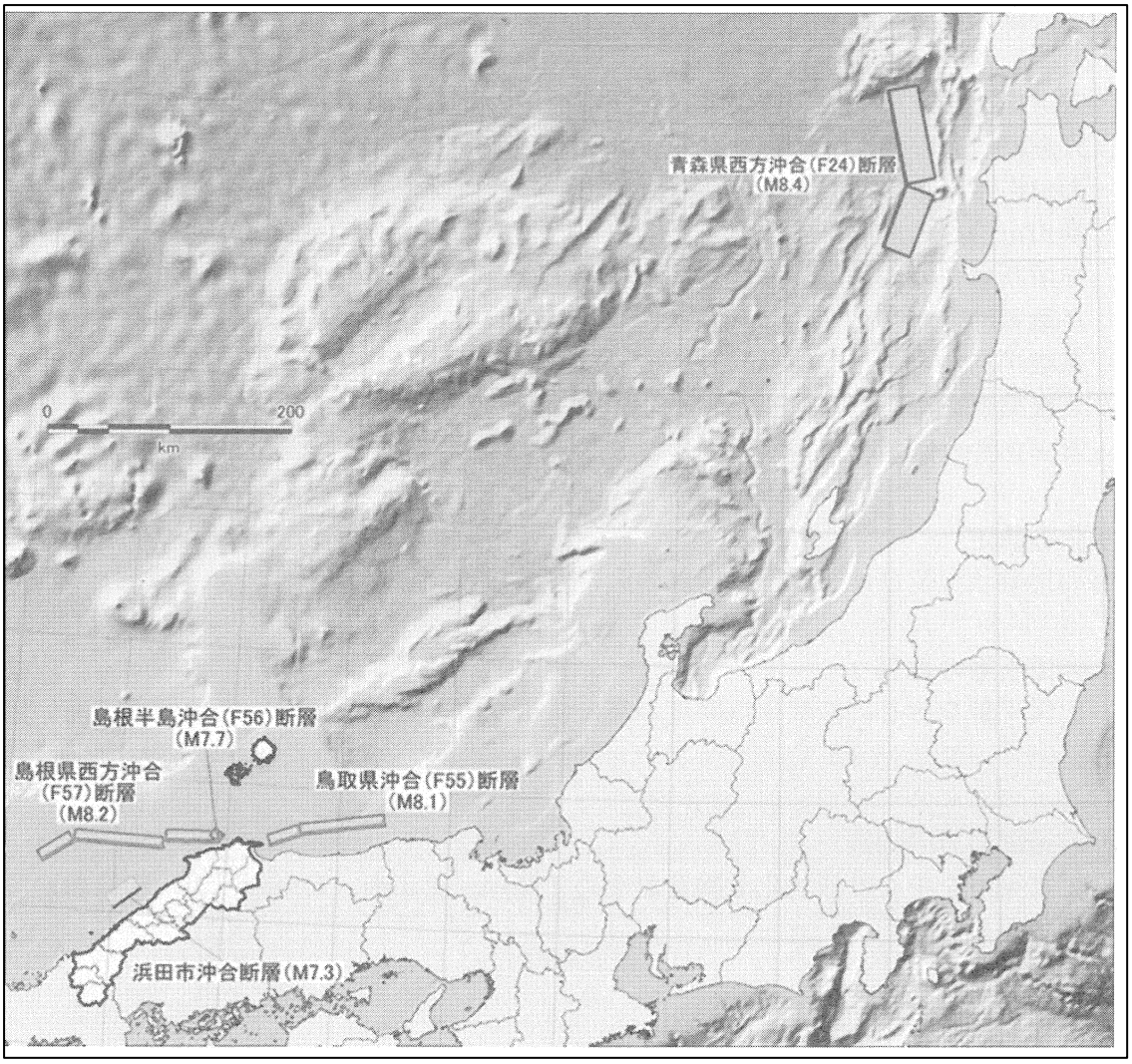

（３）想定される被害の概要

ア　地震動の想定

各地震の最大震度は以下となる。

（ア）宍道断層の地震　　震度７

（イ）宍道湖南方の地震　　震度６弱

（ウ）大田市西南方の地震　震度７

（エ）浜田市沿岸の地震　　震度７

（オ）弥栄断層帯の地震　　震度６強

（カ）鳥取県沖合（F55）断層の地震　　震度６強

（キ）島根半島沖合（F56）断層の地震　震度７

（ク）島根県西方沖合（F57）断層の地震　　震度６弱

（ケ）浜田市沖合断層の地震　　震度６強

イ　液状化の想定

表層の地盤状況及び地下水位、揺れの大きさから予測した。

（ア）宍道断層の地震

出雲平野を中心に液状化危険度が高い。松江市、安来市においても極めて高い箇所が見られる。

（イ）宍道湖南方の地震

出雲平野を中心に液状化危険度が極めて高い。松江市、安来市、雲南市においても極めて高い箇所が見られる。

（ウ）大田市西南方の地震

大田市街地を中心に液状化危険度が極めて高い。浜田市、出雲市、美郷町でも極めて高い箇所が見られる。

（エ）浜田市沿岸の地震

浜田市、江津市の沿岸の一部で液状化危険度が極めて高い。

（オ）弥栄断層の地震

益田市西部で液状化危険度が極めて高い。浜田市沿岸の一部でも極めて高い箇所が見られる。

（カ）鳥取県沖合（F55）断層の地震

出雲平野を中心に液状化危険度が極めて高い。松江市、安来市においても極めて高い箇所が見られる。

（キ）出雲市沖合（断層南傾斜）の地震島根半島沖合（F56）断層の地震

出雲平野を中心に液状化危険度が極めて高い。松江市、大田市、安来市、雲南市においても極めて高い箇所が見られる。

（ク）出雲平野を中心に液状化危険度が極めて高い。松江市、大田市においても極めて高い箇所が見られる

（ケ）浜田市沖合の地震

浜田市、江津市、大田市の沿岸の一部で、液状化危険度が極めて高い。

（４）津波の想定

地震の発生した場所から島根県沿岸までの海底地形及び沿岸部の地形や構造物、河川等陸域の状況も考慮し、到達時間及び津波高を算出した。

各市町村の最大津波高さ及び到達時間

市町村名	F24断層			F28断層			F30断層			F55断層		
	最大波到達時間（分）	津波最高水位(m)	代表地点	最大波到達時間（分）	津波最高水位(m)	代表地点	最大波到達時間（分）	津波最高水位(m)	代表地点	最大波到達時間（分）	津波最高水位(m)	代表地点
松江市	164	2.94	野波(小波)漁港	191	4.24	野波(小波)漁港	213	3.29	野波(小波)漁港	73	2.37	才港
浜田市	255	1.87	折居漁港	—	—	—	—	—	—	—	—	—
出雲市	172	2.99	釜浦漁港	195	3.43	釜浦漁港	247	1.63	大社漁港	99	1.40	釜浦漁港
益田市	196	2.28	土田漁港	—	—	—	—	—	—	—	—	—
大田市	228	2.10	仁万漁港	—	—	—	257	1.47	和江漁港	—	—	—
江津市	404	2.18	向の浜海岸	—	—	—	—	—	—	—	—	—
海士町	158	4.89	保々見港	158	4.11	保々見港	174	4.61	保々見港	71	2.55	保々見港
西ノ島町	166	5.55	国賀港	171	6.71	国賀港	—	—	—	50	2.07	別府港
知夫村	176	3.90	知夫漁港	179	2.69	知夫(仁夫里)漁港	—	—	—	39	4.30	木佐根港
隠岐の島町	147	6.72	久見漁港	130	5.99	久見漁港	138	3.59	久見漁港	39	5.42	布施漁港

市町村名	F56断層			F57断層			F60断層			浜田市沖合		
	最大波到達時間（分）	津波最高水位(m)	代表地点	最大波到達時間（分）	津波最高水位(m)	代表地点	最大波到達時間（分）	津波最高水位(m)	代表地点	最大波到達時間（分）	津波最高水位(m)	代表地点
松江市	36	2.21	恵曇漁港	—	—	—	—	—	—	—	—	—
浜田市	—	—	—	40	4.85	折居漁港	—	—	—	15	1.68	浜田港
出雲市	20	4.45	河下港	46	2.04	大社漁港	149	1.55	大社漁港	88	1.25	大社漁港
益田市	—	—	—	47	3.48	土田漁港	—	—	—	22	1.22	土田漁港
大田市	47	1.49	和江漁港	40	4.30	福光海岸	127	1.50	和江漁港	11	2.67	福光海岸
江津市	—	—	—	39	4.33	向の浜海岸	—	—	—	10	2.74	向の浜海岸
海士町	61	1.81	保々見港	—	—	—	—	—	—	—	—	—
西ノ島町	33	3.19	国賀港	40	6.31	国賀港	—	—	—	—	—	—
知夫村	33	2.67	知夫漁港	—	—	—	—	—	—	—	—	—
隠岐の島町	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

（５）被害想定調査結果（本市に被害が予想されるタイプの地震と被害の種類のみを記載）

①揺れ・液状化による建物被害（棟）

（大田市西南方断層）

総数	木造						ＲＣ造					
	揺れ				液状化		揺れ				液状化	
	秋		冬				秋		冬			
	全壊	半壊	全壊	半壊	全壊	半壊	全壊	半壊	全壊	半壊	全壊	半壊
18,205	0	1	0	1	3	8	0	0	0	0	0	0
総数	Ｓ造、軽Ｓ造						合計					
	揺れ				液状化		揺れ				液状化	
	秋		冬		秋		秋		冬			
	全壊	半壊	全壊	半壊	全壊	半壊	全壊	半壊	全壊	半壊	全壊	半壊
18,205	0	0	0	0	1	1	0	1	0	1	4	9

（浜田市沿岸断層）

総数	木造						ＲＣ造					
	揺れ				液状化		揺れ				液状化	
	秋		冬				秋		冬			
	全壊	半壊	全壊	半壊	全壊	半壊	全壊	半壊	全壊	半壊	全壊	半壊
18,205	2	53	2	55	5	13	0	0	0	0	0	0
総数	Ｓ造、軽Ｓ造						合計					
	揺れ				液状化		揺れ				液状化	
	秋		冬		秋		秋		冬			
	全壊	半壊	全壊	半壊	全壊	半壊	全壊	半壊	全壊	半壊	全壊	半壊
18,205	0	4	0	4	1	1	2	57	2	59	6	14

（弥栄断層帯）

総数	木造						ＲＣ造					
	揺れ				液状化		揺れ				液状化	
	秋		冬		秋		秋		冬			
	全壊	半壊	全壊	半壊	全壊	半壊	全壊	半壊	全壊	半壊	全壊	半壊
18,205	0	0	0	0	1	2	0	0	0	0	0	0
総数	Ｓ造、軽Ｓ造						合計					
	揺れ				液状化		揺れ				液状化	
	秋		冬				秋		冬			
	全壊	半壊	全壊	半壊	全壊	半壊	全壊	半壊	全壊	半壊	全壊	半壊
18,205	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2

（島根半島沖合（F56）断層）

総数	木造						ＲＣ造					
	揺れ				液状化		揺れ				液状化	
	秋		冬		秋		冬					
	全壊	半壊	全壊	半壊	全壊	半壊	全壊	半壊	全壊	半壊	全壊	半壊
18,205	0	1	0	1	－	－	0	0	0	0	－	－
総数	Ｓ造、軽Ｓ造						合計					
	揺れ				液状化		揺れ				液状化	
	秋		冬		秋		冬					
	全壊	半壊	全壊	半壊	全壊	半壊	全壊	半壊	全壊	半壊	全壊	半壊
18,205	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	－	－

（島根県西方沖合（F57）断層）

総数	木造						ＲＣ造					
	揺れ				液状化		揺れ				液状化	
	秋		冬				秋		冬			
	全壊	半壊	全壊	半壊	全壊	半壊	全壊	半壊	全壊	半壊	全壊	半壊
18,205	83	1,648	104	1,800	1	1	1	8	1	8	0	0
総数	Ｓ造、軽Ｓ造						合計					
	揺れ				液状化		揺れ				液状化	
	秋		冬				秋		冬			
	全壊	半壊	全壊	半壊	全壊	半壊	全壊	半壊	全壊	半壊	全壊	半壊
18,205	16	91	16	91	0	0	100	1,747	121	1,899	1	1

（浜田市沖合断層）

総数	木造						ＲＣ造					
	揺れ				液状化		揺れ				液状化	
	秋		冬				秋		冬			
	全壊	半壊	全壊	半壊	全壊	半壊	全壊	半壊	全壊	半壊	全壊	半壊
18,205	0	58	1	59	9	23	0	0	0	0	0	0
総数	Ｓ造、軽Ｓ造						合計					
	揺れ				液状化		揺れ				液状化	
	秋		冬				秋		冬			
	全壊	半壊	全壊	半壊	全壊	半壊	全壊	半壊	全壊	半壊	全壊	半壊
18,205	1	6	1	6	2	2	1	65	1	66	11	25

②建物倒壊による人的被害（人）

浜田市沿岸断層						浜田市沖合断層					
５時		12時		18時		５時		12時		18時	
死者	負傷者	死者	負傷者	死者	負傷者	死者	負傷者	死者	負傷者	死者	負傷者
0	5	0	3	0	4	0	5	0	5	0	5
島根県西方沖合（F57）断層											
５時		12時		18時							
死者	負傷者	死者	負傷者	死者	負傷者						
3	148	2	93	3	111						

③急傾斜地倒壊による人的被害（人）

大田市西南方断層						浜田市沿岸断層					
５時		12時		18時		５時		12時		18時	
死者	負傷者	死者	負傷者	死者	負傷者	死者	負傷者	死者	負傷者	死者	負傷者
0	1	0	0	0	0	0	6	0	3	0	4
浜田市沖合断層											
５時		12時		18時							
死者	負傷者	死者	負傷者	死者	負傷者						
1	22	1	11	1	14						

④屋内収容物転倒による人的被害（人）

浜田市沖合断層						島根県西方沖合（F57）断層					
５時		12時		18時		５時		12時		18時	
死者	負傷者	死者	負傷者	死者	負傷者	死者	負傷者	死者	負傷者	死者	負傷者

0	1	0	1	0	1	0	3	0	2	0	2

浜田市沖合断層					
５時		12時		18時	
死者	負傷者	死者	負傷者	死者	負傷者
0	1	0	1	0	1

⑤ブロック塀倒壊による人的被害(人)

浜田市沖合断層					
５時		12時		18時	
死者	負傷者	死者	負傷者	死者	負傷者
0	0	0	1	0	1

⑥水道被害予測

(大田市西南方断層)

供給世帯	被害		支障					
			1日後		2日後		7日後	
	被害数(箇所)	被害率(箇所/km)	率(%)	影響世帯(件)	率(%)	影響世帯(件)	率(%)	影響世帯(件)
10,251	1	0.00	0	19	0	18	0	4

(浜田市沿岸断層)

供給世帯	被害		支障					
			1日後		2日後		7日後	
	被害数(箇所)	被害率(箇所/km)	率(%)	影響世帯(件)	率(%)	影響世帯(件)	率(%)	影響世帯(件)
10,251	4	0.01	2	157	1	144	1	68

(弥栄断層帯)

供給世帯	被害		支障					
			1日後		2日後		7日後	
	被害数(箇所)	被害率(箇所/km)	率(%)	影響世帯(件)	率(%)	影響世帯(件)	率(%)	影響世帯(件)
10,251	1	0.00	0	24	0	22	0	5

(島根半島沖合（F56）断層)

供給世帯	被害		支障					
			1日後		2日後		7日後	
	被害数(箇所)	被害率(箇所/km)	率(%)	影響世帯(件)	率(%)	影響世帯(件)	率(%)	影響世帯(件)
10,251	1	0.00	0	37	0	34	0	9

(島根県西方沖合（F57）断層)

供給世帯	被害		支障					
			1日後		2日後		7日後	
	被害数(箇所)	被害率(箇所/km)	率(%)	影響世帯(件)	率(%)	影響世帯(件)	率(%)	影響世帯(件)
10,251	63	0.18	31	3,172	30	3,052	29	2,971

（浜田市沖合断層）

供給世帯	被害		支障					
			1日後		2日後		7日後	
	被害数（箇所）	被害率（箇所/km）	率（%）	影響世帯（件）	率（%）	影響世帯（件）	率（%）	影響世帯（件）
10,251	5	0.01	2	236	2	219	1	120

⑦下水道被害予測

普及率（%）	下水処理人口（人）	延長（km）	宍道断層		宍道湖南方断層		大田市西南方断層	
			被害延長(km)	影響人口(人)	被害延長(km)	影響人口(人)	被害延長(km)	影響人口(人)
34.3	9,526	70	0	1	0	2	0	11
－			浜田市沿岸		弥栄断層帯		鳥取県沖合（F55）断層	
			被害延長(km)	影響人口(人)	被害延長(km)	影響人口(人)	被害延長(km)	影響人口(人)
			0	19	0	23	0	3
			島根半島沖合(F56)断層（断層南傾斜）		島根県西方沖合（F57）断層		浜田市沖合断層	
			被害延長(km)	影響人口(人)	被害延長(km)	影響人口(人)	被害延長(km)	影響人口(人)
			0	30	1	155	0	22

⑧電柱被害と普通回線数

電柱本数(本)	浜田市沿岸断層		浜田市沖合断層	
	被害本数(本)	不通回線(件)	被害本数(本)	不通回線(件)
5,296	2	20	2	28
－	島根県西方沖合（F57）断層			
	被害本数(本)	不通回線(件)		
	5	61		

⑨電柱被害と停電件数

契約口数（件）	電柱本数（本）	浜田市沿岸断層		浜田市沖合断層	
		被害本数（本）	停電件数(件)	被害本数(本)	停電件数(件)
10,339	9,692	3	45	4	64
		島根県西方沖合（F57）断層			
		被害本数（本）	停電件数(件)		
		9	137		

⑩プロパンガス被害件数

家庭用需要数（件）	業務・農業・工業用需要数(件)	浜田市沿岸断層		浜田市沖合断層	
		家庭用	業務・農業・工業用	家庭用	業務・農業・工業用
9,268	741	6	0	11	1

⑪鉄道被害予測（不通駅間数）

浜田市沿岸断層の地震タイプで、ＪＲ線（山陰本線）の不通区間が１件発生する。

⑫避難所生活者（人）

大田市西南方断層					
１日後～３日後		７日後		１ヶ月後	
避難所	疎開先	避難所	疎開先	避難所	疎開先
21	11	11	6	9	5
浜田市沿岸断層					
１日後～３日後		７日後		１ヶ月後	
避難所	疎開先	避難所	疎開先	避難所	疎開先
153	78	88	47	45	24
弥栄断層帯					
１日後～３日後		７日後		１ヶ月後	
避難所	疎開先	避難所	疎開先	避難所	疎開先
18	9	6	3	2	1
青森県西方沖合（F24）断層					
１日後～３日後		７日後		１ヶ月後	
避難所	疎開先	避難所	疎開先	避難所	疎開先
7	4	7	4	2	1
島根半島沖合(F56)断層					
１日後～３日後		７日後		１ヶ月後	
避難所	疎開先	避難所	疎開先	避難所	疎開先
24	13	7	4	1	0
島根県西方沖合(F57)断層					
１日後～３日後		７日後		１ヶ月後	
避難所	疎開先	避難所	疎開先	避難所	疎開先
3,095	1,666	2,975	1,602	1,095	590
浜田市沖合断層					
１日後～３日後		７日後		１ヶ月後	
避難所	疎開先	避難所	疎開先	避難所	疎開先
312	168	239	129	68	37

⑬帰宅困難者（人）

従業地・通学地	常住地										
	松江市	浜田市	出雲市	益田市	大田市	安来市	江津市	雲南市	奥出雲町	飯南町	川本町
江津市	16	1,116	41	51	498	2	－	3	1	2	99

従業地・通学地	常住地									
	美郷町	邑南町	津和野町	吉賀町	海士町	西ノ島町	沖の島町	知夫村	県外	帰宅困難者
江津市	18	86	2	1	－	－	－	－	85	2,021

⑭食料需給量

大田市西南方断層			
避難所生活者数（人）	避難所生活０歳児（人）	食料（食分）	粉ミルク（g）
21	0	77	28
浜田市沿岸断層			
避難所生活者数（人）	避難所生活０歳児（人）	食料（食分）	粉ミルク（g）
153	1	553	202

弥栄断層帯			
避難所生活者数(人)	避難所生活０歳児(人)	食料(食分)	粉ミルク(g)
18	0	63	23
青森県西方沖合（F24）断層			
避難所生活者数(人)	避難所生活０歳児(人)	食料(食分)	粉ミルク(g)
7	0	25	9
島根半島沖合(F56)断層			
避難所生活者数(人)	避難所生活０歳児(人)	食料(食分)	粉ミルク(g)
24	0	88	32
島根県西方沖合(F57)断層			
避難所生活者数(人)	避難所生活０歳児(人)	食料(食分)	粉ミルク(g)
3,095	24	11,141	4,071
浜田市沖合断層			
避難所生活者数(人)	避難所生活０歳児(人)	食料(食分)	粉ミルク(g)
312	2	1,125	411

⑮給水需要量(トン)

浜田市沿岸断層			浜田市沖合断層		
１日後	２日後	７日後	１日後	２日後	７日後
1	1	1	2	2	1
島根県西方沖合（F57）断層					
１日後	２日後	７日後			
25	24	23			

⑯生活必需品需要量

大田市西南方断層					浜田市沿岸断層				
ほ乳瓶	生理用品	毛布	大人紙おむつ	子供紙おむつ	ほ乳瓶	生理用品	毛布	大人紙おむつ	子供紙おむつ
(個)	(個)	(個)	(個)	(個)	(個)	(個)	(個)	(個)	(個)
1	30	43	9	16	4	215	307	63	117
弥栄断層帯					青森県西方沖合（F24）断層				
ほ乳瓶	生理用品	毛布	大人紙おむつ	子供紙おむつ	ほ乳瓶	生理用品	毛布	大人紙おむつ	子供紙おむつ
(個)	(個)	(個)	(個)	(個)	(個)	(個)	(個)	(個)	(個)
0	25	35	7	13	0	10	14	3	5
島根半島沖合(F56)断層					島根県西方沖合(F57)断層				
ほ乳瓶	生理用品	毛布	大人紙おむつ	子供紙おむつ	ほ乳瓶	生理用品	毛布	大人紙おむつ	子供紙おむつ
(個)	(個)	(個)	(個)	(個)	(個)	(個)	(個)	(個)	(個)
1	34	49	10	19	73	4,338	6,189	1,273	2,354
浜田市沖合断層									
ほ乳瓶	生理用品	毛布	大人紙おむつ	子供紙おむつ					
(個)	(個)	(個)	(個)	(個)					
7	438	625	129	238					

⑰災害廃棄物発生量推計値(千トン)

大田市西南方断層			浜田市沿岸断層			浜田市沖合断層		
可燃物	不燃物	合計	可燃物	不燃物	合計	可燃物	不燃物	合計
0	1	1	1	3	4	1	5	6
島根県西方沖合（F57）断層								
可燃物	不燃物	合計						
14	55	68						

⑱災害用トイレ需要量(基)

浜田市沿岸断層	島根半島沖合（F56）断層	島根県西方沖合（F57）断層	浜田市沖合断層
1	1	32	3

⑲エレベーター停止台数(基)

宍道断層				宍道湖南方断層			
故障数	停電停止数	「低」作動数	合計	故障数	停電停止数	「低」作動数	合計
－	0	1	1	－	0	3	3
大田市西南方断層				浜田市沿岸断層			
故障数	停電停止数	「低」作動数	合計	故障数	停電停止数	「低」作動数	合計
－	0	20	20	1	0	29	29
弥栄断層帯				青森県西方沖合（F24）断層			
故障数	停電停止数	「低」作動数	合計	故障数	停電停止数	「低」作動数	合計
－	0	20	20	－	－	－	－
鳥取県沖合(F55)断層				島根半島沖合（F56）断層			
故障数	停電停止数	「低」作動数	合計	故障数	停電停止数	「低」作動数	合計
－	0	3	3	－	0	9	9
島根県西方沖合（F57）断層				浜田市沖合断層			
故障数	停電停止数	「低」作動数	合計	故障数	停電停止数	「低」作動数	合計
－	0	18	18	6	0	33	38

⑳建物被害(揺れ・液状化)による直接経済被害額(建物被害:億円)

大田市西南方断層			浜田市沿岸断層			弥栄断層帯		
建物被害	関連被害	計	建物被害	関連被害	計	建物被害	関連被害	計
3	2	4	11	6	17	1	1	1
島根県西方沖合（F57）断層			浜田市沖合断層					
建物被害	関連被害	計	建物被害	関連被害	計			
245	112	357	16	10	26			

㉑家財被害額予測結果(億円)

浜田市沿岸断層	島根県西方沖合（F57）断層	浜田市沖合
2	43	3

㉒償却資産被害額予測結果(億円)

大田市西南方断層	浜田市沿岸断層	島根県西方沖合（F57）断層	浜田市沖合断層
1	3	43	4

㉓在庫資産被害額予測結果(億円)

浜田市沿岸断層	島根県西方沖合（F57）断層	浜田市沖合
2	27	3